

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む 事業主への助成金(平成28年度予算案)

厚生労働省の平成28年度予算案における両立支援等助成金の内容です。

両立支援等助成金の内容は、今後、国会の審議により決定されます。(平成28年3月25日現在)

新設される助成金(予定)	出生時両立支援助成金(仮称) 【支給対象】 育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業をした場合 【支給額】 取組及び1人目 30万円(中小企業 60万円) 2人目以降 15万円(中小企業 15万円) 【支給対象人数】 1年度につき1人まで ※ただし、過去3年以内に男性の育児休業者が出ている事業主は対象外。
	介護支援取組助成金(仮称) 【支給対象】 以下のすべての取組を行った場合 ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート) ②介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布) ③介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置及び周知) 【支給額】 1企業1回のみ 60万円 ※支給対象となる取組は「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組とする予定。
拡充される助成金(予定)	中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース 【支給対象】 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3ヶ月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6ヶ月以上雇用した場合 【支給額】 育児休業取得者1人当たり 50万円 (復帰後6ヶ月を経過する日が平成28年3月31日までの場合は30万円) 【支給対象期間】 最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から5年以内 【上限人数】 1年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)に延べ10人 ※その他期間雇用者の加算、くるみん取得事業主については別の取扱いあり。
	中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース 【支給対象】 「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合 ①1企業1人まで → 1企業2人まで(正社員1人、期間雇用者1人とする予定) ②平成28年度後半からは、介護休業についても対象とする予定 【支給額】 正社員、期間雇用者それぞれ1人について プランを策定し、育児休業したとき 30万円 育休者が職場復帰したとき 30万円

詳細はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000112275.pdf>
(厚生労働省)